

## TPP 首脳会合（於：バリ）に向けた意見

2013年9月26日  
公益社団法人 経済同友会

2013年中の合意を目指す環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、首席交渉官会合をはじめ、日々精力的な交渉・協議が行われている。TPP協定は、アジア太平洋地域における新たな経済秩序を構築しようとする試みであり、その恩恵は、大企業はもとより、中堅・中小企業、国民生活にも広く及ぶ。少子・高齢化の進む日本が持続的な経済成長と豊かな国民生活を実現するために欠かせない取り組みである。

協定により、関税・非関税障壁が撤廃・削減されるほか、規格の標準化や認証プロセスの国際ハーモナイゼーション等が進展する。多様なルールへの対応に要するコストの削減や輸出関連事務の効率化を通じ、消費者に広く恩恵が及ぶほか、高い技術力を有する中堅・中小企業も、日本に居ながらにして、これまで以上に海外の需要に応えられるようになる。

また、アジア太平洋地域には、投資家・投資財産が保護されない国や、許認可に係る法制度が恣意的に運用されたり、各種手続きに要する期間が不透明であったりする国・地域も少なくない。TPP協定によって公平・公正なルールが策定され、ルールの運用における予見可能性・透明性が向上することで、企業は世界の成長センターで安心して事業活動を行えるようになる。このうちISDS条項<sup>1</sup>は、日本が締結している15の投資協定すべてと、10の二国間貿易協定のうちの9つに既に盛り込まれている条項であり、日本に進出する外国企業のみならず、対外進出する日本企業にも役立つものである。

加えて、天然資源の乏しい日本にとって、エネルギー安全保障は最重要課題の1つである。近年、資源国において天然資源へのアクセスが制限される事例が相次いでいるが、WTOは輸出関税に係るルールを定めていないため、これを策定するとともに、輸出規制・輸出関税ルールの遵守を担保するための枠組みを設けることは、資源の安定供給確保に大きく貢献する。

---

<sup>1</sup> 投資家と投資受入国との間で紛争が起きた場合に、投資受入国の裁判所に訴えるか、国際仲裁に訴えるかを選ぶことができるようにするもの。

## 各交渉分野について

### 1. 物品市場アクセス

#### (1) 除外品目は極めて限定的にし、自由化率 98%超を

高水準で包括的な協定であることが TPP の最大の特長である。協定を真に国益に資するものとし、またアジア太平洋地域の発展に貢献する枠組みとするためには、物品貿易の全品目について即時または 10 年程度の段階的な関税撤廃を原則とすべきであり、除外品目は極めて限定的でなければならない。日本が他国をリードできるよう、具体的には 98%を超える自由化率を目指すべきである。

#### (2) 輸出制限の禁止と輸出関税に係るルールの明確化(輸出関税の原則撤廃)

近年、資源国による掘削行為への規制や輸出関税の導入等、天然資源へのアクセスが制限される事例が相次いでいる。交渉においては、輸出関税に係るルールの明確化や輸出数量制限の原則禁止を確保し、資源・食料の安定供給を図るべきである。

WTO ルールにおいて、輸出禁止は一定の条件下での農産物を除き禁じられているが、輸出関税についてはルールが定められていないことから、TPP 協定におけるルール策定(原則撤廃)とルールの遵守を担保するための枠組みづくりが求められる。

### 2. 原産地規則および証明制度の統一と日本に有利な累積ルールの策定

協定毎にばらつきのある原産地規則および証明制度が、グローバルなバリューチェーン円滑化の阻害要因となっている。これらの統一は、企業が経営資源を付加価値創造に集中的に投入することを可能にし、ひいては高品質な製品・サービスが適正な価格でより安定的に提供されるようになる。中堅・中小企業が日本に居ながらにして世界の市場に対しその技術力を発揮するためにも、品目ごとの例外は極力絞り込み、TPP 協定参加国間で統一された制度とするとともに、日本の産業構造に即した累積ルールの獲得すべきである。

### 3. 改正議定書並みの政府調達市場開放の確保

公正な政府調達市場の確保は、公的資金の効果的活用や民間事業者間の公正な競争を促し、経済全体の効率化にも繋がる。新興国を中心に需要の増加が見込まれるインフラ整備には、高い技術力やノウハウが必要であり、WTO 政府調達協定非締約の国および州においても、改正議定書並みの政府調達市場の開放を確保すべきである。

#### 4．高水準の知的財産保護および保護範囲の確保と取り締まりの実効性強化

知的財産の保護は企業の海外展開を支える大切なインフラであり、アジア太平洋地域が持続的な経済発展を遂げるためにも不可欠である。特に、新興国における模倣品・海賊版の流通防止と摘発の実効性確保が重要であり、情報共有・人材派遣等を含む、税関、司法、特許行政主体による広域的な連携強化の枠組みを設けるべきである。

#### 5．全ての市場参加者を対象とした競争条件・競争環境の確保

市場競争に参加している国有・国営企業を含む全ての市場参加者を対象に、公正かつ自由で対等な競争条件・競争環境を確保すべきである。また、これらの実効性を担保し国益を確保するため、法的環境の整備も肝要である。

#### 6．投資：内国民待遇の確保と特定措置の履行要求の禁止、 許認可等に関わるルール運用の予見性・透明性強化

投資家および投資財産が保護されることはもちろん、新興国等でみられる外資規制や自国民雇用要求、技術移転要求等のパフォーマンス要求の撤廃も欠かせない。また、許認可に係る法制度が恣意的に運用されたり、手続きに要する期間が不透明であったりする事例も多いことから、法制度の運用に係る予見性と透明性の確保を担保する枠組みを設けるべきである。

ISDS 条項については、参加各国の理解を得られるよう、公平性の担保された国際仲裁制度を提案しなければならない。

#### 7．その他

##### (1) 規格・認証プロセスの国際的調和と貿易円滑化

規格や認証プロセスの国際ハーモナイゼーションに加え、貿易規則の透明性向上や貿易手続の簡素化・迅速化も事業活動の効率化に大きく貢献する。リードタイムの短縮等、多様なルールへの対応にかかるコストの削減が可能になり、消費者に広く恩恵が及ぶほか、中堅・中小企業も、その技術力を生かしてこれまで以上に海外の需要に応えられるようになる。

##### (2) 多角的な貿易自由化を見据えた制度設計

バリューチェーンのグローバル化が進展する中、多角的な貿易自由化こそが各国の産業・企業の経済活動の効率化に資する。交渉にあたっては、WTO 協定との整合性を確保し、将来的な多角的貿易自由化への足掛かりとすべきである。

以上